

○都留市富士湧水野菜生産振興補助金交付要綱

(平成 28 年 9 月 28 日告示第 99 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、平成の名水百選に選定されている十日市場・夏狩湧水群の清らかな富士湧水を利用して、地域の伝統的な方法により栽培されている作物の生産に係る費用の一部を補助することにより、これらの生産振興及び安定的な作付けを図り、さらには「道の駅つる」への出荷により全国へ発信すること等により、特産品の産地化、ブランド化及び産地の集約化を図ることを目的とし、生産農家に対して、補助金を交付することに関し、都留市補助金等交付規則(昭和 61 年都留市規則第 28 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象作物)

第 2 条 補助対象となる作物は、水かけ菜、水ねぎ及びわさび等の富士湧水を利用した伝統的な栽培方法と同様な方法によって生産された作物(以下「補助対象作物」という。)とする。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、市内に住所を有し、本人及び本人と同一の世帯に属する者に市税等の滞納がなく又、次条に掲げる農地において補助対象作物を生産する者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者(以下「交付対象者」という。)とする。

- (1) 道の駅つる生産者組合へ生産者登録を行っていること。
- (2) 共同直売所及び生鮮食品などを扱う販売所に作物を出荷していること。
- (3) 個人又は法人へ作売り(畝売り)を行っていること。

(対象農地等)

第 4 条 対象農地は、交付対象者が所有する農地または農地法(昭和 27 年法律第 229 号)もしくは農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)により交付対象者が使用収益する権利の設定を受けている農地とする。

(補助額)

第5条 補助額は、補助対象作物を作付けした農地(以下「対象農地」という。)の面積に1アールあたり3,000円を乗じて得た額とする。ただし、補助対象作物の全部又は一部を「道の駅つる」へ出荷している場合には1アールあたり6,000円を乗じて得た額とする。

2 対象農地の作付面積は、台帳面積に市の平均畦畔率である0.9447を乗じて得た面積とし、対象農地の一部のみで作付している場合については、その割合に応じて台帳面積を按分し平均畦畔率を乗じて作付面積を求めることとする。この場合において、補助額の計算については、0.1a単位(小数点第2位以下切り捨て)とする。
(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、都留市富士湧水野菜生産振興補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付し、生産年度の10月末日(期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、その翌日とする。)までに市長に提出しなければならない。

- (1) 対象農地の位置図
- (2) 道の駅つる生産者組合に登録している者は、組合員証の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の審査及び決定)

第7条 市長は申請書の提出があったときは、その内容の審査及び営農計画書に基づいた対象農地の作付状況等の確認をし、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、都留市富士湧水野菜生産振興補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 補助金交付申請後において、補助事業等の内容に変更が生じたときは、都留市富士湧水野菜生産振興補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の3月10日(期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日その他の休日に当たるときは、その翌日とする。)までに都留市富士湧水野菜生産振興補助金実績報告書(様式第4号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 個人、法人及び販売所への販売又は、道の駅つるへ出荷した場合は、その旨がわかる書類

(2) その他市長が必要と認めるもの

(決定の取り消し)

第10条 市長は交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助事業等を市長の承認なく変更し、中止し、又は廃止したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容に適合しないとき。

(補助金等の交付額の決定)

第11条 市長は実績報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、都留市富士湧水野菜生産振興補助金交付額決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)により交付対象者に通知するものとする。

(支払)

第12条 前条の規定による決定通知書を受けた者は、都留市富士湧水野菜生産振興補助金請求書(様式第6号。以下「請求書」という。)により、遅滞なく補助金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還)

第 13 条 市長は偽りその他不正な手段によってこの要綱による補助金の交付を受けた者に対しては、交付した補助金の一部又は全額の返還を命ずることができる。

(補則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、富士湧水野菜生産振興補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

都留市富士湧水野菜生産振興補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

都留市富士湧水野菜等生産振興補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

都留市富士湧水野菜等生産振興補助金変更承認申請書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

都留市富士湧水野菜等生産振興補助金実績報告書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 11 条関係)

都留市富士湧水野菜等生産振興補助金交付額決定通知書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 12 条関係)

都留市富士湧水野菜等生産振興補助金請求書

[別紙参照]